

1  
2  
3 リスク評価（一次）評価Ⅱにおける  
4 テトラメチルアンモニウム＝ヒドロキシドの評価結果について（人健康影響）  
5 （案）

6 令和6年1月  
7 厚生労働省  
8 経済産業省  
9 環境省

10  
11 <評価結果及び今後の対応について>

12  
13 ○テトラメチルアンモニウム＝ヒドロキシドについて、人健康影響に係る有害性評価として、既存の有害性データから一般毒性の有害性評価値を導出し、暴露評価として化審法の届出情報に基づく予測環境中濃度を計算、環境モニタリングによる実測濃度を収集し、摂取量の推計を行った。リスク評価としてこれらを比較した結果、摂取量が有害性評価値を超えた地点がみられた<sup>1</sup>。また、化審法の届出製造・輸入数量は平成27年度以降令和2年度までほぼ横ばいである。

14  
15  
16  
17  
18  
19  
20 ○このことから、現在得られる情報・知見の範囲では、本物質による環境の汚染により広範な地域での人の健康に係る被害を生ずるおそれがないとは言えないと考えられる。

21  
22  
23  
24 ○他方、本物質は、様々な排出源の影響を含めた暴露シナリオによる評価結果でリスク懸念となった地点の近傍で水質モニタリングデータが得られていないことから、実測データ等評価Ⅱの判断の根拠に足る暴露評価結果が得られていないと判断する。摂取量が有害性評価値を超えた地点を踏まえ、環境モニタリングによる実測データ収集等を検討することとする。

25  
26  
27  
28  
29  

---

<sup>1</sup> 令和2年度実績の化審法届出情報を用いた排出源ごとの暴露シナリオによるリスク推計では、一般毒性の経口経路でのHQが1を超えた地点が117地点中2地点と推計された。様々な排出源の影響を含めた暴露シナリオによるリスク推計では、3,705地点中20地点においてHQが1を超えた。